インターネットと特許権、著作権
～ウェブデザイン、コンピュータソフトウェアの保護について

日本弁理士会東海支部

弁理士・弁護士　加藤光宏

JPAA
日本弁理士会

特許権と著作権

特許権		著作権
特許出願→審査→登録	権利の発生	手続不要 著作物の完成により自動的に発生
・発明者は自然人のみ ・譲渡によって法人も権利者となり得る	創作者・権利者	・法人も著作者となり得る ・著作者人格権は譲渡不可
・差止め、損害賠償が請求可能	権利内容	・著作者人格権 （同一性保持権、公表権、氏名表示権） ・著作権 （複製権、公衆送信権、送信可能化権） ・差止め、損害賠償が請求可能
発明 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの（特許法2条1項）	保護対象	著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、芸術、美術又は音楽の範囲に属するもの（著作権法2条1項1号）

ウェブデザインの保護

ウェブデザインは特許権、著作権、商標権など種々の権利で保護され得る。

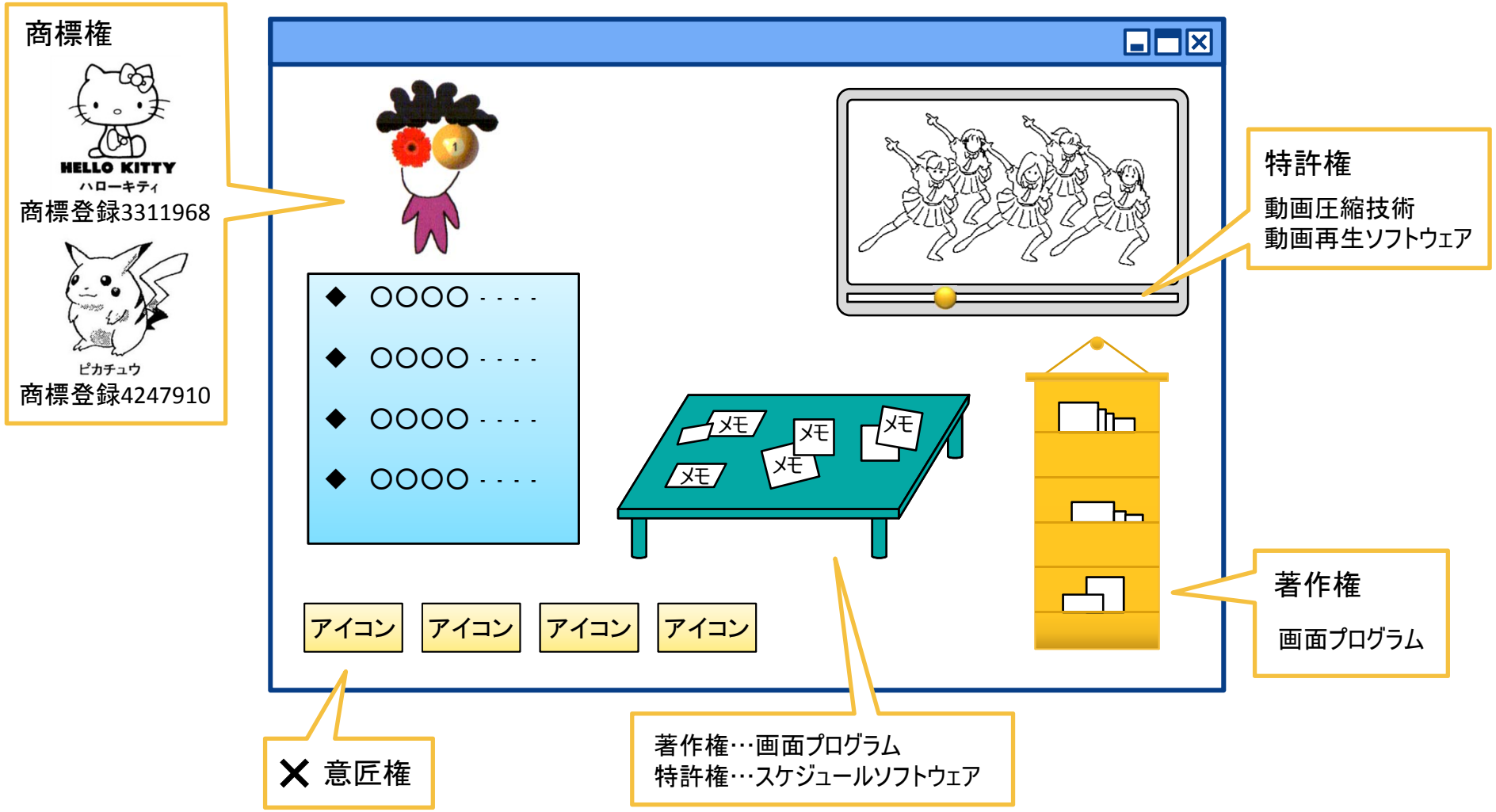

画面デザインと意匠権

画面の意匠登録例

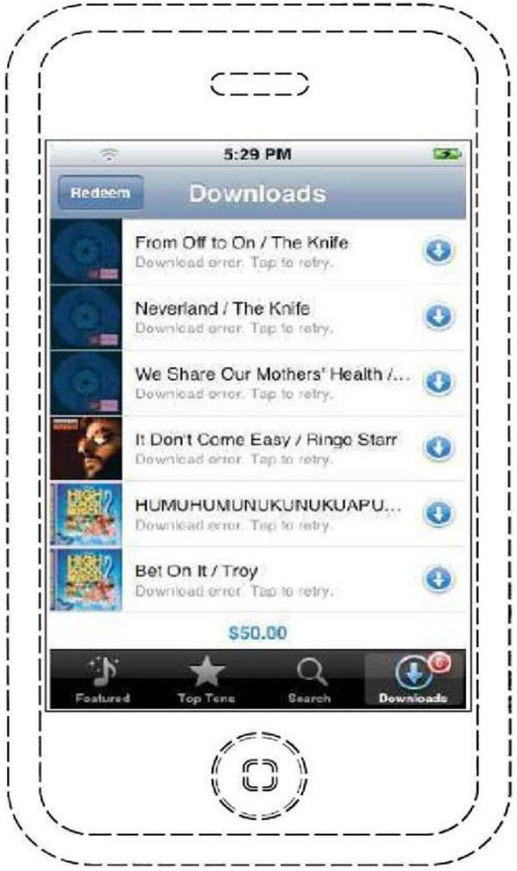

意匠登録第1383214号
「携帯情報端末」
アップル　インコーポレイテッド

画面以外の部分を破線で表すことで、画面部分だけを部分意匠として登録している。
↓
これが認められるのに、ウェブ上のアイコンは、なぜ意匠登録が認められない？

画像の意匠が保護を受けるための要件（審査基準）
①その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
②その物品にあらかじめ記録された画像であること

保護され得るもの
- ・デジタル時計の表示
- ・電池残量表示
- ・HDレコーダーの操作画面（接続したTVに表示されるものも可）

保護されないもの
- ・テレビ番組の画像、インターネットの画像
- ・ビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画像（プリインストールされていてもだめ）

特許権で守られるソフトウェア（1）

コンピュータソフトウェアの全てが特許の保護対象となる訳ではない！

発明＝*自然法則を利用*した技術的思想の創作（特許法2条1項）

↑
ここが問題となる

保護対象となるもの

1）技術的アルゴリズム

a）機器等に対する制御
例：炊飯器、洗濯機、エンジンの制御など

b）対象の物理的性質又は技術的性質に基づく情報処理を具体的に行うもの
例：画像のハーフトーン処理
画像データの圧縮処理
空調の温度制御　など

2）コンピュータ利用技術

ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されていること
（コンピュータの使い方が技術的）
…とはいえ、判断は難しい！

例：ビジネスモデル特許
医療診断システム　など

保護対象とならないもの

技術性があまり大きくないもの

ゲームソフト
新しいゲームのアイディアは技術とは言えない

→著作権で保護

どんな形で特許権を取るか？

- 装置（ソフトウェアがインストールされた機械）
- 方法（コンピュータで処理する方法）
- コンピュータプログラム
- コンピュータプログラムを記録した記録媒体

特許権で守られるソフトウェア（2）

「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」とは？

（コンピュータ・ソフトウェア関連発明審査基準より）

【特許請求の範囲】

✕【請求項１】

自然数ｎとｍ（ただし、１≦ｎ≦ｍ＜256）との乗算ｓを、

$$s=\frac{(m+n)^2-(m-n)^2}{4}$$

によって計算する計算方法。

✕【請求項２】

自然数ｎとｍ（ただし、１≦ｎ≦ｍ＜256）との乗算ｓを、

$$s=\frac{(m+n)^2-(m-n)^2}{4}$$

によって計算する計算装置。

✕【請求項３】

自然数ｎとｍを入力する入力手段（ただし、１≦ｎ≦ｍ＜256）と、

演算手段と、

上記演算手段による演算結果ｓを出力する出力手段、

とを備えることによって、

$$s=\frac{(m+n)^2-(m-n)^2}{4}$$

を計算する計算装置。

○【請求項４】

自然数ｎとｍを入力する入力手段（ただし、１≦ｎ≦ｍ＜256）と、

ｋ番目にk^2の値が格納された二乗テーブル（ただし、０≦ｋ＜511）と、

加減算器及びシフト演算器からなる演算手段と、

上記演算手段による演算結果ｓを出力する出力手段、

とを備え、上記演算手段が上記二乗テーブルを参照して二乗の値を導出することにより、乗除算器を用いることなく、

$$s=\frac{(m+n)^2-(m-n)^2}{4}$$

を計算する計算装置。

【特許請求の範囲】

✕【請求項１】

テレホンショッピングで商品を購入した金額に応じてポイントを与えるサービス方法において、

贈与するポイントの量と贈答先の名前が電話を介して通知されるステップ、

贈答先の名前に基づいて顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先の電話番号を取得するステップ、

前記ポイントの量を、顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先のポイントに加算するステップ、及び

サービスポイントが贈与されたことを贈答先の電話番号を用いて電話にて贈答先に通知するステップとからなるサービス方法。

✕【請求項２】

インターネット上の店で商品を購入した金額に応じてポイントを与えるサービス方法において、

贈与するポイントの量と贈答先の名前がインターネットを介して通知されるステップ、

贈答先の名前に基づいて顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先の電子メールアドレスを取得するステップ、

前記ポイントの量を、顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先のポイントに加算するステップ、及び

サービスポイントが贈与されたことを贈答先の電子メールアドレスを用いて電子メールにて贈答先に通知するステップとからなるサービス方法。

○【請求項３】

インターネット上の店で商品を購入した金額に応じてポイントを与えるサービス方法において、

贈与するポイントの量と贈答先の名前がインターネットを介してサーバーに入力されるステップ、

サーバーが、贈答先の名前に基づいて顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先の電子メールアドレスを取得するステップ、

サーバーが、前記ポイントの量を、顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先のポイントに加算するステップ、及び

サーバーが、サービスポイントが贈与されたことを贈答先の電子メールアドレスを用いて電子メールにて贈答先に通知するステップとからなるサービス方法。

ソフトウェア特許の例（1）

特許第2756483号 「広告情報の供給方法およびその登録方法」
権利者：凸版印刷株式会社

【請求項1】
コンピュータシステムにより広告情報の供給を行なう**広告情報の供給方法**において、
広告依頼者に対しては、**広告情報の入力**を促す一方、予め記憶された地図情報に基づいて**地図を表示**して、当該**地図上において広告対象物の位置指定を促す**段階と、

前記地図上において位置指定された**広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけて逐一記憶**する段階とを備える一方、

広告受給者に対しては、前記地図情報に基づく**地図を表示**するとともに、当該地図上の地点であって、記憶された広告対象物の座標に相当する地点に、**図像化した当該広告対象物を表示**して、所望する**広告対象物の選択を促す**段階と、

選択された**広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出す**段階と、

読み出された**広告情報を、前記広告受給者に対して出力する**段階とを備える

ことを特徴とする広告情報の供給方法。

ウェブマピオンHPより

ソフトウェア特許の例（2）

特許第4727342号 「画像処理装置、画像処理方法、画像処理プログラム及びプログラム格納媒体」
権利者：ソニー株式会社

ノンリニア編集のインターフェースについての特許。
複数の画面で時間差で動画を再生する。

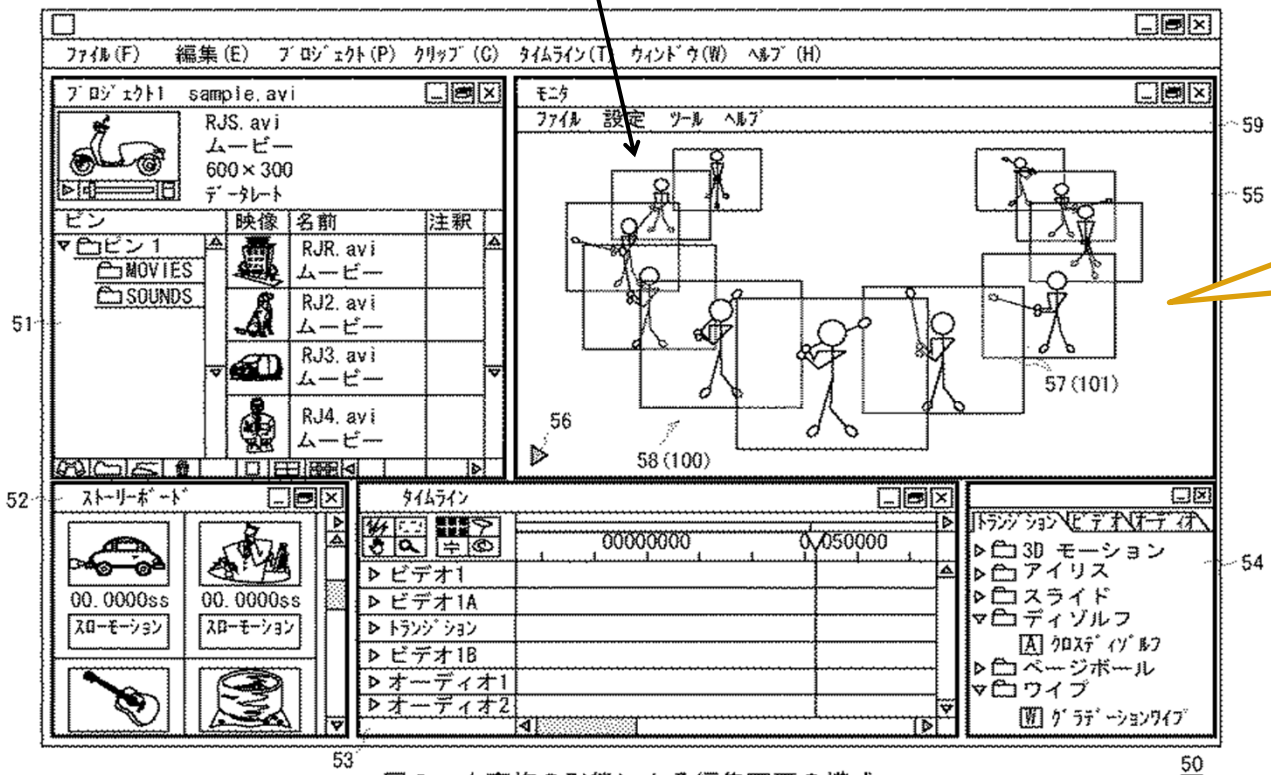

図２　本実施の形態による編集画面の構成

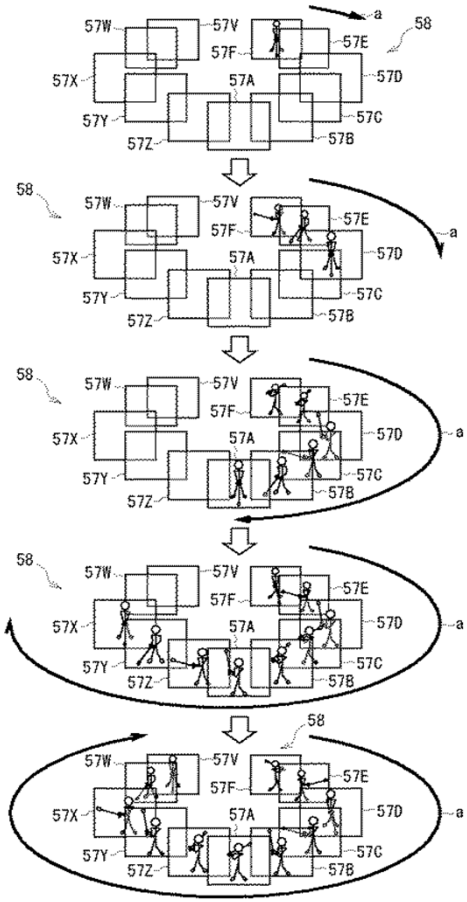

図４　帯状表示部における再生映像の表示

ソフトウェア特許の例（3）

特許第3903870号 「写真プリント装置制御方法、写真プリント装置制御プログラム、写真プリント装置制御プログラムを記録した記録媒体、写真プリント装置、および、プリント媒体ユニット」

権利者：オムロンエンタテインメント株式会社

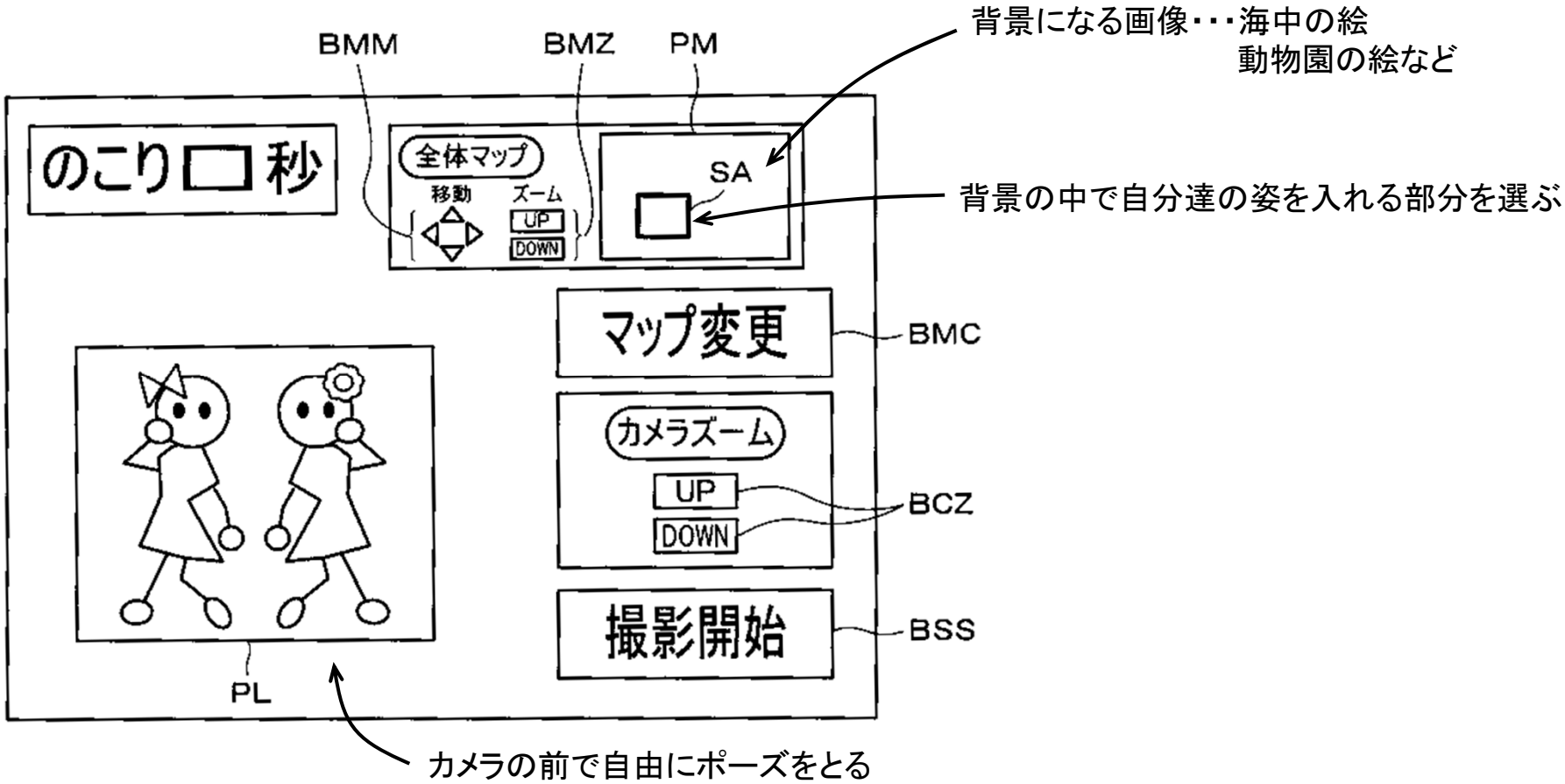

ソフトウェア特許の例（4）

一太郎事件（東京地裁判決平成17年2月1日、知財高裁判決平成17年9月30日）

原告：松下電器産業㈱　VS　㈱ジャストシステム

特許第2803236号「情報処理装置及び情報処理方法」
アイコン（図中の〇）をクリックしてから、知りたい機能のアイコン（図中の通信）をクリックすると、そのヘルプ画面が表示される。

↕

一太郎には、ヘルプモード「ボタン」、印刷「ボタン」で同様の機能が存在した。

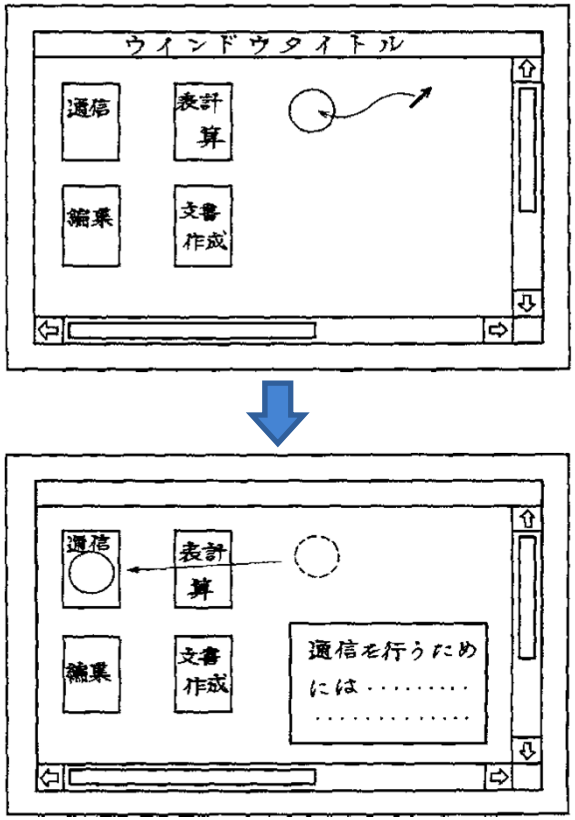

争点（一審）

「ボタン」は、「アイコン」に該当するか？つまり、「アイコン」とはドラッグできるものに限定されるのか？

↓

判決

アイコンとは、データや処理機能を絵又は絵文字として表示して、コマンドを処理するものであれば足りるから、ボタンもアイコンに該当する。

（注意）本件は、その他の争点（一審、控訴審）が多々あるが、本講義の趣旨から外れるため、アイコンに絞って争点を示した。

著作権侵害の判断方法

アラウンドザワールド・イラスト事件（東京地裁判決平成15年11月12日）
原告：個人（イラストレーター）　VS　被告：㈱武富士、㈱電通

争点　被告イラストは、原告イラストの著作権を侵害するか？

著作権侵害の判断方法　①　原告著作物の創作性はどこにあるのかを特定
②　特定された創作性が被告著作物から感得することができるか？

判決

①　原告イラストの創作性
i.　全体的に淡い色調
ii.　個々の名所について、強い個性を発揮しすぎないよう抑制
iii. 各名所の高さを揃えている
iv. バランスが保たれるよう配列や重なり具合、向きに工夫

②　被告イラストは、万里の長城など原告と異なる名所が描かれ、シャープな描線が用いられているが、上記本質的な特徴部分は感得できる。
従って、著作権侵害である。

原告イラスト

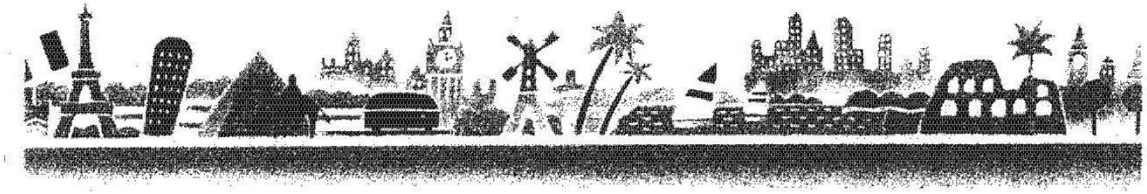

被告イラスト

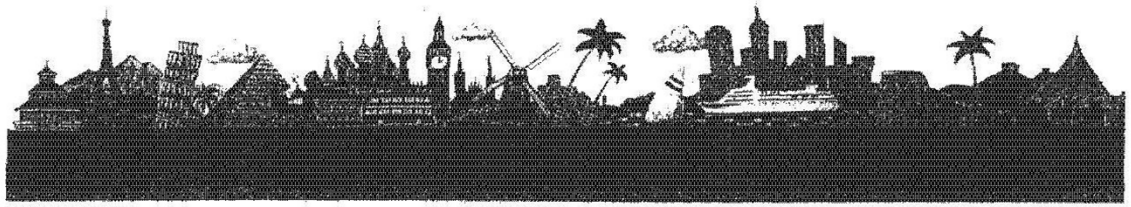

ウェブデザインと著作権

サイボウズ事件（東京地裁判決平成14年9月5日）

原告：サイボウズ㈱　サイボウズOffice2.0　VS　被告：㈱ネオジャパン　iOffice2000 Ver2.43

争点

① サイボウズが備える各ページ（スケジュール、行き先案内板、掲示板、施設予約、共有アドレス帳、ToDoリスト、プロジェクト管理、電子会議室）の著作権を侵害するか？

② 上記ページ全体の選択と組合せ（配列）の著作権を侵害するか？

判決

1　①②ともに著作権は成立し得るが、ビジネスソフトとしての機能を考えると、創作性が認められる部分は非常に限定的である。

2　①②ともに著作権侵害か否かは画面全体、ページの組合せ全体に基づいて判断すべきである。

3　被告画面下の帯状の部分の有無により画面全体の印象が異なる。また、ページの構成やページ間の移行順序も異なっている。
従って、①②ともに著作権侵害は成立しない。

サイボウズOffice2.0　　iOffice2000 Ver2.43

（ASCII ホームページより）